笑顔輝く地域めざして!!

魚沼市議会議員　渡辺　一美

2016年　3月号　No. 12

＜発行＞ 白ゆりネットワーク

かずみ 通信

〒946-0075
魚沼市吉田280-4
Tel 025-792-4791
fax　792-5883

「東日本大震災」から5年を迎えました。亡くなられた方々と被災者の皆さまに改めてお悔やみを申し上げるとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

「魚沼市役所の位置を決める条例」を　2月23日可決しました

「５０億の新庁舎」を 市民にとってどう考えるか？

公明党の立党精神は『大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく』です。

議員は大衆迎合主義に陥ってはいけませんが、しかしながら大衆と乖離しても市民にとって何が大切なのかを見失ってしまいます。政治家は常に大衆とともにあれとの立党精神を胸に日々活動する公明党議員として、市民の皆さまとの対話集会での声を無駄にできないとの思いで、２月 18 日に開催された「調査再編特別委員会」で私は再度継続審査の動議を出しましたが否決となり、本会議初日、私は反対しましたが、１４対６で可決しました。

「市役所の位置を決める条例」は平成 27 年第４回魚沼市議会定例会の初日 12 月４日に市長より提案され、12 月 21 日本会議最終日に 11 人の議員の賛成により継続審査となりました。継続審査になった主な理由は、12 月 13 日に行われた住民説明会の様子では、充分な住民理解が得られたとは思えなかったことや、その後 12 月 14 日に市民有志により「新庁舎建設について議員と市民の対話集会開催を求める要望者」が市議会に提出されたことで、住民との対話集会の開催をすべきと 11 人の議員が考えてのことでした。

市民有志からの要望を受けて、議会全体として 20 人の議員がそろって市民との対話集会を持ちたかったのですが、継続審査に賛成した 11 人の議員有志により、１月 10 日、２月 14 日の２回、市民との対話集会を開催しました。

昨年の８月に特別委員会として議員全員で「市民の意見を聞く会」をさせていただいたときは、市長の公約違反を理由に建設事態に反対する声が多かったのですが、この２回の対話集会を重ねたことで、14 日の市民との対話集会では、建設候補地についての異論は殆どありませんでした。しかし、多くの方が基本計画では平成 31 年の職員数で建設規模を想定いるが 20 年後 30 年後の魚沼市の人口に見あった職員数で想定すべきとか、50 億円の建設費は本当に身の丈にあった費用か今一度検討し見直すべきなどの意見をいただきました。

それと同時に、これまでの住民説明会で住民から身の丈にあった建設規模などの提案や再三再四の様々な提案をしてきたが、市長は計画を訂正修正することなく形だけの説明会に終始した事に対し、住民は、このままの基本計画で進む事への懸念から、執行部に対して、議会が二元代表としてのチェック機能し、再度の継続審査を望む意見もありました。

２月２３日の私の反対討論（要旨）

私は現在の建設候補地を適地と考えています。そのうえで、私は３つの観点から今回の条例は否決すべきと考えています。

１点目は、この条例は否決しても、新庁舎の設計契約の予算は実施設計が終わるまで、議会が毎年度議決する必要のない継続費であり、地方自治法及び地方会計法上、設計者選定のスケジュール及び合併特例債を含む事業執行に影響はありません。

２点目は、新発田市の新庁舎は、今年の秋に建設終了し移転する予定ですが、位置条例はまだです。また現在計画中の佐渡市・柏崎市もまだ提案されていません。位置の条例を先に可決してから基本設計にはいる自治体もありますが、その場合は住民を交えた建設検討委員会や意向調査アンケートなどで新庁舎の機能・規模及び建設費など丁寧に住民との合意形成を図り、機能・規模及び建設費などをある程度明確にしてから位置条例を提案しています。しかし魚沼市は、こうした過程を経ていませんので、私どもの会派「しんせいクラブ」は、新庁舎の機能・規模・建設費などを明確にし、また既存庁舎の利活用を含め、市民に説明し合意形成を図る努力をする基本設計の策定を待ってから、条例を提出すべきと市長に一貫して訴えてきました。当初は、執行部と議会だけの住民不在の建設計画だと反対していた市民の声の方が多いと感じていましたが、２月の対話集会では、建設事態に反対の声は少なくなり、「建設するなら身の丈にあったものに」とか「将来を見据えた規模」などと理解が進んできています。そして、事業の内容がはっきりしない中で簡単に位置条例に可決することなく、議会がきちんとチェック機能を果たして欲しいとの期待を寄せる声に変わってきました。

３点目の理由は、不動産登記法上、現段階では、本条例の位置小出島 910 番地に確定できないのです。公募型プロポーザルに応募してくる設計者が候補地のどの位置に建物を配置して提案してくるか分らない今の段階では、小出島 910 番地は不動産登記法上不確定であり、せめて、３月末の２次審査の結果、設計者と庁舎の配置の確定を待って採決すべきとして、私は特別委員会で継続審査の動議を出しましたが否決になりました。魚沼市の将来のため、住民のため、より良い庁舎の設計提案を選定委員会委員から公平に選定してもらう必要があります。継続審査が否決となった今は、本条例を否決せざるを得ないと考えます。

以上、法的に、設計委託契約の予算執行及び合併特例債スケジュールに影響がないこと。基本設計で住民要望の実現や合意形成を見極めてから、位置条例を可決すべきであること。法的に現時点で可決すると選定委員会委員の公平性が担保されないこと。の３つの理由により、私は議案第 94 号に反対致します。最後に、議会がきちんとチェック機能を発揮すれば住民が議会を信頼し、住民が議会を信頼すれば、住民が市政全般を信頼するようになり、市政全般を信頼すれば、ひいては住民が市長を信頼するのだと信じてやみません。

住民のためのより良い庁舎建設のために、最善の結論を出せることを願い、私の反対討論とします。

＊　否決になるかもという瀬戸際の攻防の結果、可決後、身の丈にあった庁舎、借金の負担はできるだけ少なくなどの付帯決議を可決しました。今後はこの付帯決議を市長が重く受け止め基本計画を市民の要望を受けどれだけ変更するかをしっかりと調査していきます。

戦争法とのレッテル貼りに騙されない！　安全法制は二度と戦争を起こさない為、日本国民の命と平和な暮らしを守る為

Q日本は安全じゃなくなってきているの？

実際に北朝鮮の弾道ミサイルは日本へ向けられているものもあります。尖閣諸島のトラブルなど、日本の領土・領空を守るために、自衛隊の飛行機が緊急発進した回数は、なんと10年前の7倍になっています。
北朝鮮は核実験を繰り返しているし、最近は、テロやサイバー攻撃が本当に深刻で、日本も日本人も色々な脅威にさらされています。

Q今までの法律では日本は守れないの？

今までの法律には、いくつかのスキマがあって、万が一の事態に対応できないことがありました。
例えば、戦争が起きた国から避難させるために日本人を運んでくれているアメリカの船を守れないとか、日本に向けて発射されたミサイルを撃ち落とそうとするアメリカの艦船が攻撃されても手助けできないとか、これではアメリカは安心して日本の同盟国として日本を守れないですよね。

Q憲法学者の先生が「憲法違反」と言っているけど大丈夫なの？

憲法学者の中にも「合憲だ」「違憲だ」と言う人の両方がいて、「違憲だ」という人のほとんどは、自衛隊そのものが憲法違反だと言っている方々です。
「憲法9条が認めているのは自国防衛のための武力行使であり、他国防衛のための集団的自衛権の行使は禁じている」との、これまでの政府解釈の論理の根幹は今回の平和安全法制でも一切変更されていません。　昨年の閣議決定で他国防衛のための集団的自衛権の行使にならないために「自衛の措置」の新3要件を定め、明確な歯止めをかけました。

©KOMEITO

Q「自衛の措置の新3要件」って分かりやすく言うとどういうことなの？

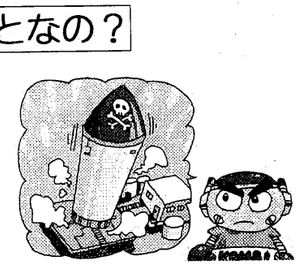

日本が武力行使できるには
①私たちの命や平和な暮らしが明白な危険にさらされている
②そして、その危険を排除するために他に適当な手段がない
③なおかつ、必要最小限の範囲を超えてはならない。
この3つすべての条件を満たし、
さらに「国会承認」が必要な仕組みで、むやみに自衛隊は武力行使できません。
だから、他国防衛のための集団的自衛権は使えず、「専守防衛以上のことはしない」というこれまでの政府の憲法9条の解釈の範囲内であり、「解釈改憲」との批判は的外れです。

Qアメリカに頼まれて、戦争に巻き込まれる可能性のある戦争法なの？

それはあり得ません。海外での武力行使(いわゆる海外派兵)を禁じた憲法9条の政府解釈は何ら変えていません。日本が武力行使をするのは「日本国民を守るため」に限られています。
それはアメリカも理解していて、新たな日米合意の中にもはっきりと書きこまれているから、かつての湾岸戦争やイラク戦争のような戦争に参加を要請されることはありません。万が一要請されたとしても、日本は平和憲法を守り、要請を断らなければなりません。

Q徴兵制になっちゃうの？

とんでもない。大きな間違いです。そもそも徴兵制は憲法で許されていません。
またサミットに参加している先進7ヵ国は、どこも徴兵制はしていません。また自衛隊員の安全の確保はこれまで以上に配慮された法案になっています。日本は憲法上も国際社会の現状からも徴兵制の国になる必要はありません。

Q新しい安全法制で自衛隊員がこれまでより危険になったの？

いいえ、隊員の安全確保にも十分配慮されています。自衛隊が派遣されて国際社会の平和と安全のために実施する貢献は国連平和維持活動(ＰＫＯ)や、国際平和のために活動する海外軍隊への後方支援活動に限られています。
しかも国際平和支援法に基づく自衛隊の海外派遣については、公明党の努力により「例外なき国会の事前承認」を義務付けました。
時の内閣や首相の判断で勝手に自衛隊の海外派遣はできないのです。

Q海外派遣のどんな問題点が改善されたの？

これまで自衛隊は、海外派遣で武器の使用の制限があり、自衛隊のキャンプ地近くの日本のＮＧＯやマスコミの人達から守ってほしいと要請があっても、駆けつけて守ることができませんでした。
また、建設材料や援助物資などの輸送団を護衛できないなど現場は様々な困難の中で任務をしていました。
だから、今回の平和安全法制で、海外派遣において、隊員の安全を確保しながら、自衛隊が近くの日本人を守るなど、さらに力を発揮できるようにしました。